



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

7月末現在 (前月比)

人 □ : 4,693 人 (+ 3)
 男 : 2,262 人 (+ 1)
 女 : 2,431 人 (+ 2)
 世帯数 : 2,090 世帯 (+ 5)

救急・火災

令和4年1月～7月末

救急 : 131 件
 火災 : 2 件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

ホームページ
 サポートメール @防災くねっぶ
 Facebook フェイスブック
 Twitter ツイッター
 マイ広報紙
 子育てアプリ 母子モ

危険物取扱者試験準備講習

- と き 9月27日(火)・28日(水)
- と ころ 北見市 (芸術文化ホール)
- 受付期間 講習日の10日前まで
- ※定員に達した場合は申し込み期間内でも受け付けを締め切ることがあります。
- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

サイレン吹鳴中止のお知らせ

消防庁舎移転による無線局やサイレンの移設工事に伴い、下記の日程で町内のサイレン吹鳴を中止します。

- 期 間 9月中旬～9月末まで
- サイレンの場所 日出、穂波、末広町、若富町、元町に設置のサイレン
- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

電話切り替え工事による消防庁舎問い合わせ先のお知らせ

消防庁舎移転による電話切り替え工事により、消防庁舎への一般電話がつながりにくい場合は下記の電話番号にお掛けください。

- 切替日 10月1日(土)
- 電話番号 (☎ 090-2693-0148)
- ※火災や救急のときは119番にお掛けください。
- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

まずはワンチェック・ワンアクションで農作業安全

秋の農繁期は、例年農作業事故が最も多く発生する時期です。

事故を防止するため、農業者一人一人、また家族などが「声掛け」を行い、一層の事故防止意識を持って、農作業をしましょう。

- トラクターは転倒防止など安全対策を
- 機械の点検整備、異物除去時はPTO(トラクターと連結する作業機械に動力を送る部分)の回転を止めてから
- 作業者が複数の場合は、互いに声を掛け合い作業しましょう
- 低速車マーク・反射テープなどの装着を
- 運搬中の落下事故防止

この時期、運搬中の農作物、牧草ロール、空コンテナなどの落下事故が見られます。一歩間違えると、大事故につながる恐れがありますので、十分に注意してください。

- 問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116)

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要です。直接役場上下水道課窓口で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も届け出が必要ですので、忘れずに行ってください。

- 問合せ 上下水道課業務係 (☎ 47-2118)

敬老祭を中止します

9月9日に開催を予定していましたが「敬老祭」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度に続き中止することとしました。開催を楽しみにしていた皆さんには誠に申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。

なお、米寿(数え年88歳)、珍寿(数え年95歳)および満100歳の方には、記念品をお届けします。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

指定難病など各受給者証の更新申請のお知らせ

次の各医療受給者証の有効期間が令和4年9月30日までとなっている方で、引き続き医療費の助成を希望される方は、更新申請が必要です。

更新申請を行わない場合、令和4年10月1日以降、お手持ちの医療受給者証は使用できなくなります。

また、申請受け付け後、結果をお知らせするまでに時間がかかりますので、早期の申請をお願いします。

- 更新対象医療受給者証種別
 - ・特定医療費(指定難病)受給者証
 - ・肝炎治療特別促進事業受給者証(B型慢性肝炎の方で、核酸アナログ治療を受けている方)
 - ・小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ・特定疾患医療受給者証
 - ・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証
- 更新申請期限

令和4年9月30日(金)まで
 ※当日消印有効です。

申請受付場所

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係

※令和4年4月1日から全ての申請書類の提出先が北海道庁に一元化となりました。それに伴い、郵送などにより手続きをしてください。

- 問合せ
 - ・北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係 (☎ 011-231-4111)
 - ・北見保健所健康推進課保健係 (☎ 24-4173)

国保と後期高齢者医療からのお知らせ～交通事故にあったとき～

国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者が交通事故でけがをした場合、本来は加害者が医療費を負担すべきものですが、被害者本人の保険証を使って治療することもできます。その場合は、必ず医療機関に伝えてください。

保険証を使った場合は、あとで保険者から加害者に医療費を請求します。

そのため交通事故で保険証を使った場合は、必ず福祉保健課医療給付係に届け出をしてください。

届け出には、被害届・被保険者証・印鑑・交通事故証明書が必要です。示談の前に必ずご相談ください。

- 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555)

みんなで秋の大掃除

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりまします」とあり、町では美しいまちづくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。

みんなで自宅や庭周辺などをきれいにしましょう。

- 一斉清掃期間 9月10日(土)～18日(日)
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

町道民税・国保税の納期限は9月30日

町道民税第2期分と国保税第4期分の納期限は、9月30日(金)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は、至急納入してください。

- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)